

平成27年 No. 7

○国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程の一部を改正する規程

改正理由

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に伴い、必要の改正を行うものである。

承認経過

平成27年 3月18日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程の一部を改正する規程を次のように
制定する。

平成27年 3 月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成27年規程第 7 号

国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程（平成24年規程第 9 号）の一部につ
いて，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程の一部改正について

改正理由：「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （定義） 第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、本学の役員及び職員（派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「役職員等」という。）が業務遂行に当たり、関係法令その他学内諸規程等を遵守することをいう。 2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、<u>教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター、教員養成開発連携センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</u> 〔省略〕 （コンプライアンス組織体制） 第6条 コンプライアンスに関する重要事項は、役員会の議を経て学長が決定する。 2 本学におけるコンプライアンスに係る取組を推進するため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、総務を所掌する理事をもって充てる。	〔省略〕 （定義） 第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、本学の役員及び職員（派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「役職員等」という。）が業務遂行に当たり、関係法令その他学内諸規程等を遵守することをいう。 2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、学生相談センター、学生キャリア支援センター、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</u> 〔省略〕 （コンプライアンス組織体制） 第6条 コンプライアンスに関する重要事項は、役員会の議を経て学長が決定する。 2 本学におけるコンプライアンスに係る取組を推進するため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、総務を所掌する理事をもって充てる。

- 3 総括責任者は、学長の指示により、役職員等の意識向上及び方針の策定等、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じなければならない。
- 4 コンプライアンスの推進を体系的に行わせるため、部局等にコンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、部局等の長をもって充てる。
- 5 推進責任者は、自己の管理、監督又は指導する組織においてコンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 3 総括責任者は、学長の指示により、役職員等の意識向上及び方針の策定等、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じなければならない。
- 4 コンプライアンスの推進を体系的に行わせるため、部局等にコンプライアンス責任者（以下「責任者」という。）を置き、部局等の長をもって充てる。
- 5 責任者は、自己の管理、監督又は指導する組織においてコンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

〔省略〕